

重要事項説明書

《利用の御案内》

社会福祉法人ほたか会 グループホーム城東

令和 6年 6月 1日現在

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

【令和 6年 6月 1日現在】

はじめに

この文書は、当介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を利用されるに際しまして、ご利用されるご本人およびご家族等関係人様に対し、当グループホームをご理解いただくとともに、適正なサービスがご利用いただけますよう、当グループホームの運営の概要やサービスの内容などを重要事項としてご説明させていただくものです。

なお、本重要事項説明書は、当法人の公式サイト（<https://hotakakai.or.jp>）でも閲覧いただくことができます。

1 事業所名

前橋市指定介護予防認知症対応型共同生活介護

前橋市指定認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人ほたか会 グループホーム城東

介護保険事業者番号 1090100213

2 代表者名

理事長 樋口 明

3 管理者名

管理者 黒田 佳代子

4 所在地および連絡先

〒371-0016

群馬県前橋市城東町三丁目10番10号

TEL 027-260-6020

FAX 027-234-7001

5 事業の目的および運営の方針

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という）は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にある方（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する方及び当該認知症に伴って著しい行動障害がある方、並びにその方の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び助言や援助を行うことにより、入居者の方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指しています。

この目的に沿って、当グループホームでは、以下のような運営の方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

- (1) 当グループホームは、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にある高齢者の方に対し、その方の有する能力に応じ、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）に基づいて、入居者の方の認知症の進行を緩和し安心して日常生活を送ることができるよう努めています。
- (2) 入居者の方の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスの提供に努めています。
- (3) 当グループホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関との密接な連携に努めています。

6 身体拘束の禁止

当グループホームは入居者又は、他の入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。しかし、その場合も速やかな解除に努めると共に、理由を入居者ご本人にご説明し、理由及び一連の経過を第一保証人に報告します。

7 虐待防止・不適切ケア防止の対応

当グループホームは、虐待または虐待が疑われる不適切ケアの防止のための対策を検討する委員会開催及び虐待防止のための研修を定期的実施しています（身体拘束等不適切ケア防止のための対応も同様）。また、万一虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、管理者を責任者として速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認を行います。

身体拘束等の行動制限は虐待行為であると考えており、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は行いません。

8 入居の手続き

入居するにあたって、必要となる書類は以下の通りです。

- (1) 利用申込書
- (2) 利用契約書
- (3) 健康診断書又は診療情報提供書等
- (4) その他管理者が必要と認めた書類

9 職員の職種、員数および職務内容

当グループホームに勤務する者の職種、員数および職務内容は次の通りです。入居者の日常生活全般についての支援及び介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、入居者に対する直接的な処遇を行う職員については全員が認知症介護に係る基礎的な研修を受講しています。

また、関係する委員会を設置し、サービス提供現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対応を検討し、ご契約者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減につながる取り組みを推進しております。

- (1) 管理者 1名(兼務)
当グループホームの従業者の監督および業務等の管理運営にあたり、計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させます。
- (2) 計画作成担当者 2名(各ユニット1名：兼務)
介護計画の作成にあたる職員です。
- (3) 介護従事者 12名以上

10 入居定員

ユニットごとの入居定員：9名

ユニット数：2ユニット

合計定員：18名

11 サービスの内容

当グループホームにおいて提供される主なサービスは次のとおりです。

- (1) 介護計画の立案
- (2) 食事(適時適温)
- (3) 入浴
- (4) 介護(退居時の支援も行います)
- (5) 介護サービスの記録(作成した記録書類は、2年間保管します)
- (6) 日常生活関連動作の維持・レクリエーション
- (7) 相談援助サービス
- (8) 理美容サービス
- (9) 定期健康診断(年1回以上)
- (10) その他

また、これらのサービス内容については、入居者の方がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、その方の心身の状況を踏まえて、介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう各ユニットに適切に提供されています。

(上記サービスの中には、ご入居者から基本料金とは別に個別料金をいただくものもございますので具体的にはご相談ください。)

1 2 利用料及びその他費用の額

(1) 利用料

当グループホームを利用された場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額となります。

(2) その他の費用の額

その他費用の額として、食材料費・家賃（光熱水道費含む）・理美容代・おむつ代・家電持込代等は自費負担となります。

1 3 お支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行し、指定された送付先にお送りしますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。また、お支払い方法については、口座振替もしくは銀行振込みの2つの方法いずれかでお支払い下さい。

1 4 保証人（利用契約書第3条参照）

保証人は、本契約に基づく入居者の事業所に対する債務について連帯債務者となると共に、事業所が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業所と協議し、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。その負担額を、極度額90万円を限度とします。

また、保証人からの請求があったときは、事業所は保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 5 協力医療機関等

当グループホームでは、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいております。

(1) 協力医療機関

名称：伊藤内科医院 * 要事前契約

住所：群馬県前橋市下小出町2丁目49-16

名称：群馬中央病院

住所：群馬県前橋市紅雲町一丁目7番13号

名称：富沢病院

住所：群馬県前橋市朝日町四丁目17-1

(2) 協力歯科医療機関

名称：はが歯科医院

住所：群馬県前橋市高花台1丁目9-2

(3) 当ホームは、入居者が協力病院等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めるものとする。

1 6 緊急時の対応

(1) 当ホームは、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの協力医療機関との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入居者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

- (2) 当ホームは、協力病院等の協力を得て、年1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行なうものとする。

17 グループホーム利用にあたっての留意事項

(1) 面会

ご面会は、午前9時～午後8時となっております。ご面会の際には、受付にある面会カードにお名前をご記入ください。また、飲食物等をお持ち込みの際には、必ず職員まで声をおかけください。

(2) 外出・外泊

外出・外泊は、基本的に自由ですが、家族等関係人が付き添ってください。また、必ず職員に声をおかけください。その都度外出（泊）先・用件・帰居の予定等の所定の用紙による届出が必要です。

(3) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙に関しては、ご家族の了解のもと、基本的に自由ですが、所定の場所をお願いいたします。量や回数に関しては、ご相談申し上げます。但し、入居者の方の状態により、医師・管理者の判断にて控えていただくこともあります。

(4) 火気の取り扱い

当グループホーム内への可燃物・危険物のお持ち込みはおやめください。ライター等は職員にて管理させていただきます。

(5) 金銭・貴重品の持ち込み

当グループホームでは現金を使わなくとも快適に生活ができるようになっております。紛失等の原因になりますので、現金及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

(6) ご家族の宿泊

当グループホームでは、あらかじめ管理者に申し出ていただければ、ご家族の宿泊にも対応いたします。お気軽にお問い合わせください。

18 感染症等対策について

当グループホームは、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催及び感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を実施しています。また、平常時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定しています。

19 非常災害対策

当グループホームは、非常災害対策に備えるため、防災及び避難に関する計画を作成し、年2回（夜間想定含む）以上の避難、その他必要な研修及び訓練等を実施しています。また、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、

他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定しています。

- (1) 防災設備
消火器具（スプリンクラー）・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・防排煙制御設備
- (2) 防災訓練
年2回実施（内1回は夜間想定訓練）
- (3) 防火管理者
防火管理者 黒田 佳代子（甲種第21013283号）
- (4) 災害用備蓄物資について
災害時の最低限の備えとして、備蓄食糧及び消耗品等について4～7日分を備蓄しております。

2 0 禁止事項

当グループホームでは、多くの方に安心して共同生活を送っていただくために、ご入居者または保証人、その他ご家族等関係者による以下の行為を禁止しております。

なお、以下（2）及び（3）の禁止行為あるいはこれに類する行為が繰り返される場合又は予見される場合に、他の入居者及び職員の保護を目的に、当グループホームの判断で事前予告なく録画・録音をさせていただくことがあります。

- (1) 当グループホーム内において、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他迷惑行為を禁止します。
- (2) 利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為やセクハラ行為を禁止します。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、通常の業務を妨げる事（カスハラ）を禁止します。
- (4) 許可なく当グループホーム内において、撮影（写真、録画）・録音等を行なう事を禁止します。

2 1 秘密の厳守

当グループホームを利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。（利用終了後も同様です。）

2 2 事故発生の防止及び発生時の対応

当グループホームは、事故発生の防止のための委員会の開催及び職員に対する安全対策研修を定期的実施しています。また、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。なお、この担当者は国の定める安全対策推進に関する所定の研修を修了しています。

万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご入居者のご家族等関係人、関係市町村等にご連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

2 3 苦情処理の体制

当グループホームは、提供するサービスに対しての要望または苦情等については、管理者及び計画作成担当者に申し出ることができます。万一、管理者及び計画作成担当者が不在の場合でも介護従事者に申し出ていただければ速やかに担当者に申し伝えます。

また、当グループホーム外の苦情等の窓口として、群馬県国民健康保険団体連合会（TEL（代）027-290-1323）・前橋市介護保険課窓口・社会福祉法人ほたか会第三者委員があります。

※詳細につきましては、別紙参照願います。ご不明な点は、何でもお気軽にご相談ください。

2 4 サービスの質の評価

当グループホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図り、またサービスの質の自己評価を運営推進会議で行いその結果を公表するものとする。

2 5 運営推進会議の実施

当グループホームは、地域により開かれた運営を目指し、運営推進会議を実施します。この会議は、ご入居者及びご家族等関係人と地域の方々の要望、助言等を聞き運営における資質の向上を目指すものであるとともに、地域の方々との交流の場として実施するものとし、また、この会議の内容は記録し、公表するものとし、

グループホーム城東介護サービス一覧表

介護の程度	軽 度		中 度		重 度	
介護保険制度による認定区分	要支援2・要介護1の場合		要介護2・3の場合		要介護4・5の場合	
介護を行う場所	ホーム内		ホーム内		ホーム内	
	介護保険給付対象の含まれるサービス	別途徴収を行うサービス	介護保険給付対象の含まれるサービス	別途徴収を行うサービス	介護保険給付対象の含まれるサービス	別途徴収を行うサービス
入浴の介護 ・入浴介助	週2回以上		週2回以上		週2回以上	
排泄の介護 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・紙おむつ代	排泄都度介助 希望の回数・時間	テープ式オムツ 220円/1枚 尿取パット 100円/1枚 はくパンツ 220円/1枚	排泄都度介助 1日5回 及び 必要・希望に応じ	テープ式オムツ 220円/1枚 尿取パット 100円/1枚 はくパンツ 220円/1枚	排泄都度介助 1日5回 及び 必要・希望に応じ	テープ式オムツ 220円/1枚 尿取パット 100円/1枚 はくパンツ 220円/1枚
食事の介助 ・配膳、下膳 ・食事介助	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	
居室配膳下膳	傷病時必要に応じ		傷病時必要に応じ		傷病時必要に応じ	
家事 ・居室清掃 ・洗濯 ・シーツ交換 ・衣類補修	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 毎週1回	実費が必要	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 毎週1回	実費が必要	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 毎週1回	実費が必要
清潔保持 ・身体清拭 ・洗髪 ・髭剃り ・口腔等衛生	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	
身辺介助 ・体位交換 ・移動への介助 ・衣類の着脱 ・身だしなみ介助	傷病時必要に応じ 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		おむつ交換時 及び状態に応じ 車椅子で移動介助 杖、歩行器等で移動 介助 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		おむつ交換時 及び状態に応じ 車椅子で移動介助 杖、歩行器等で移動 介助 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	
巡回 ・昼間 ・夜間	8・10・12・14・16・18時 又は必要・希望に応じ 21・0・3・6時 又は必要・希望に応じ		8・10・12・14・16・18時 又は必要・希望に応じ 21・0・3・6時 又は必要・希望に応じ		8・10・12・14・16・18時 又は必要・希望に応じ 21・0・3・6時 又は必要・希望に応じ	
緊急時対応 ・ナースコール	24時間対応		24時間対応		24時間対応	
療養上の世話 ・与薬管理 ・対応食相談 ・栄養相談 ・栄養管理 ・バイタルチェック	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 随時対応 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	特別な食事に関しては実費	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 随時対応 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	特別な食事に関しては実費	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ 随時対応 必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	特別な食事に関しては実費

介護の程度	軽 度		中 度		重 度	
	介護保険給付対象の 含まれるサービス	別途徴収を行う サービス	介護保険給付対象の 含まれるサービス	別途徴収を行う サービス	介護保険給付対象の 含まれるサービス	別途徴収を行う サービス
健康管理 ・定期健康診断 ・健康相談 ・生活指導	随時対応 必要・希望に応じ	年1回及び希望に応じ 医療保険制度で 支給される以外の 費用は各自負担	随時対応 必要・希望に応じ	年1回及び希望に応じ 医療保険制度で 支給される以外の 費用は各自負担	随時対応 必要・希望に応じ	年1回及び希望に応じ 医療保険制度で 支給される以外の 費用は各自負担
医療機関 ・医療費 ・通院の介助 (外来受診)	随時対応 必要・希望に応じ	遠方受診時	随時対応 必要・希望に応じ	遠方受診時	随時対応 必要・希望に応じ	遠方受診時
理美容		希望に応じ対応 (実費負担)		希望に応じ対応 (実費負担)		希望に応じ対応 (実費負担)
代行 ・買い物 ・役所手続き	希望に応じ対応 希望に応じ対応		希望に応じ対応 希望に応じ対応		希望に応じ対応 希望に応じ対応	
金銭管理 ・日常支払代行 ・貴重品管理	必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		必要・希望に応じ 必要・希望に応じ		必要・希望に応じ 必要・希望に応じ	
その他サービス ・ホーム内レクリエーション ・各種行事	希望者(自由参加) 希望者(自由参加)	材料費の実費負担必要に応じ ※金額は必要時お知らせ 外出行事 無料 (入場料等は実費) 外食会 実費 お買い物行事 実費	希望者(自由参加) 希望者(自由参加)	材料費の実費負担必要に応じ ※金額は必要時お知らせ 外出行事 無料 (入場料等は実費) 外食会 実費 お買い物行事 実費	希望者(自由参加) 希望者(自由参加)	材料費の実費負担必要に応じ ※金額は必要時お知らせ 外出行事 無料 (入場料等は実費) 外食会 実費 お買い物行事 実費